

茨城県共同募金会緊急助成金による災害見舞金の取扱いについて

Q 見舞金の申請手続きは

A 別紙フロー図のとおりです。

申請様式類は、本会HPの「災害時緊急助成」（「共同募金会による助成」から入る）をご覧ください

なお、見舞金の対象となる災害の範囲（支給範囲・世帯数の考え方等）については、行政の支給基準に揃えていただければ結構です。

Q 見舞金の届け方は

A お手数ですが、お見舞用封筒（袋）を用意ください。

表書きには「茨城県共同募金会」と記載願います。

Q 被災世帯に直ぐ見舞金を届けたいので、立替で支給してよいか

A 見舞金は支給迅速な対応を要する一方、見舞金の送金は申請後一定の時間がかかるので立替え支給をお願いします。

なお、見舞金支給事案が発生した場合は、立替支給前に電話、メール等で申請事案が発生した旨の一報をお願いします。また、速やかな申請をお願いします。

Q 申請若しくは実績報告にあたり罹災証明の写しは必ず必要か

A 見舞金支給の根拠が必要なので、原則罹災証明の写しを添付するものとしています。

しかし、市町村により見舞金の手続きが異なりますので、次のとおり、支払いの完了報告にあたり何らかの支給根拠を添付いただければ結構です。

- ① 罹災証明書の写し
- ② 被災世帯の受領印（社協で受領印をいただく場合、併せて受領印をもらってください。）
- ③ 社協会長の支給証明書（別紙）

Q 見舞金は必ず出さなければならないのか

A 災害見舞金支給の扱いや支給範囲は市町村社協（行政）により異なりますので、該当事案があったから必ず出さなければならないというものではありません。